

改正

平成25年 3 月29日規程第15号  
 令和 3 年 3 月31日規程第40号  
 令和 6 年 3 月19日規程第21号  
 令和 7 年 3 月31日規程第23号

那須烏山市建設工事等指名業者選定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市が指名競争入札又は随意契約により執行する建設工事等における指名業者又は見積徴取業者の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「建設工事等」とは、建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査及び測量に係る業務の委託、物品の買入れ及び製造、役務の提供その他の行為に係る業務の委託等をいう。

(建設工事に係る指名業者の選定基準)

第3条 建設工事を発注する場合における指名業者の選定は、那須烏山市競争入札等参加資格審査規程（平成24年 3 月那須烏山市規程第12号）第4条の規定により格付された建設業者のうち、次の表の右欄に定める請負対象額の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる等級に格付された業者の中から那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年10月那須烏山市規程第26号）により設置される建設工事等請負業者選考委員会の審査の結果に基づき、行うものとする。

建設業者の 級別	請負対象額			
	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	その他の建設工事
A級	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上	500万円以上
B級	1,000万円以上	1,000万円以上	500万円以上	500万円以上
	2,000万円未満	2,000万円未満	1,500万円未満	
C級	1,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満

2 前項の規定にかかわらず、建設工事の請負対象額が次の表の上欄に掲げる建設工事の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額である場合において、建設工事の施工上必要があるときは指名業者数の2分の1を超えない範囲において、当該等級業者がないとき、又は僅少なきその他の理由により指名業者の選定が困難と認められる場合においては指名業者数の2分の1を超えて、上位又は下位の等級に格付された者の中から指名業者を選定することができる。

土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	その他の建設工事
3,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満	1,000万円未満

3 前2項の規定によらず、次の各号に掲げる建設工事については、市長が適当と認める建設業者のうちから選定することができる。

- (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
- (2) 災害時における応急復旧工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、前2項の規定に基づく選定が困難である特別な事情があると認める工事

一部改正〔令和3年規程40号・6年21号・7年23号〕

(指名業者数及び見積徴取業者数の基準)

第4条 指名競争入札又は随意契約により執行する建設工事等における指名業者数又は見積徴取業者数の基準は、別表の左欄に掲げる建設工事等の区分及び同表の中欄に掲げる請負等対象額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数を目途とする。ただし、建設工事等の種類、内容、業者の実態等について特別な事情があるときは、必要に応じて、3割（当該割合に小数以下の端数があるときは、これを切り上げた割合）を上限としてこの数を加減できるものとする。

一部改正〔平成25年規程15号〕

(指名業者及び見積徴取業者数の選定の留意事項)

第5条 指名業者及び見積徴取業者数の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 当該建設工事等に係る地理的条件
  - (2) 施工能力の現状把握
  - (3) 不誠実な行為の有無
- (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規程第15号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第40号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月19日規程第21号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規程第23号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

建設工事等の区分	請負等対象額	指名業者数
土木一式工事	5,000万円以上	12者
	1,000万円以上	10者
	1,000万円未満	8者
建築一式工事	5,000万円以上	10者
	1,000万円以上	8者
	1,000万円未満	6者
舗装工事	1,000万円以上	12者
	500万円以上	10者
	500万円未満	8者

電気工事、管工事及び電気通信工事	1,000万円以上	8者
	1,000万円未満	6者
とび・土工・コンクリート工事、塗装工事及び解体工事	500万円以上	8者
	500万円未満	6者
造園工事	500万円以上	8者
	500万円未満	6者
上下水道施設工事	5,000万円以上	10者
	1,000万円以上	8者
	1,000万円未満	6者
物品の買入れ及び借入れ	1,000万円以上	8者
	500万円以上	6者
	100万円以上	4者
	100万円未満	2者
設計、調査、測量等の業務の委託	1,000万円以上	10者
	500万円以上	8者
	500万円未満	6者
上記以外の業務の委託	1,000万円以上	8者
	500万円以上	6者
	100万円以上	4者
	100万円未満	2者
その他の契約	1,000万円以上	8者
	500万円以上	6者
	100万円以上	4者
	100万円未満	2者

一部改正〔平成25年規程15号・令和3年40号〕